、環太平洋パ 1 ナ ĺ ップ協定に基づく 自 本 国 政府とアメリカ合衆国 政 の府との 間  $\mathcal{O}$ ア メリ カ合衆国に

おける蒸留酒のための充填の基準に関する交換公文)

(米国側書簡)

訳 文 書 簡 をもって啓上い たします。 は、 環太平 洋 パ 1 ナ ッププ 協定 以 下  $\overline{T}$ Р

う。  $\mathcal{O}$ 署名に関連して、 ア メリ 力 合 衆 国 政 府  $\mathcal{O}$ 代 表者と日 本 国 政 府  $\mathcal{O}$ 代 表者との 間 で )到達 L た 次  $\mathcal{O}$ 了 解 を

確認する光栄を有します。

1 ア メ IJ 力 合 衆 国 財 務 省 は、 蒸留 酒  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 七 百 ミリ ij ツ } ル、 七 百二十ミリリ ツ } ル、 九 百 ミリ IJ ツ

合には、 ル 及び 当 該 八 充塡 IJ ツ  $\mathcal{O}$ 1 基 ル 準  $\mathcal{O}$ を追 充 填 加  $\mathcal{O}$ 的 基 準 に含めるため を設定することを求  $\mathcal{O}$ 規 則を改正 8 る 日 する提案を発出 本 玉  $\mathcal{O}$ 酒 類 業 「する。 団 体 か 提案され 5  $\mathcal{O}$ 請 願 を受領 た規則に つい た 場

ては、 ア X IJ 力 合 衆 玉 運 邦 官 報に おい て公表し、 公衆による意見提出 を六十 白 間 求 8 る。 日 本 玉 政 分府及び

日 本 玉 0 団体を含む関心を有する全ての者は、 公衆による意見提出  $\mathcal{O}$ 期 間 中 に 意見を提出することができ

Р

協定」

と

(紛争解決)

0)

規

定に基づく紛争解決に

服

するも

のとして、

その

合意が

ア

メ

IJ

力

合衆

玉

及 Ű

日

本国につ

١ ي

7

る。

2 ア メリ カ合衆国 財務省は、 公衆による意見提出 0) 期間 が終了した後、 全ての公衆による意見を検討

行 政 手 続法 に従って提案につい ての最終的 な措置をとる。

3 提 案された規則が ア ゙゙メリ カ合衆国 連 邦官報において公表された後、 最終的 な措 置 がとられるま で  $\mathcal{O}$ 間

う。

は、

この

間

題

に関する書面

及び

П

頭 に

よる日

本

国

政

府との全ての

通信につ

1

ては、

行

政

手

続法に従

0 7

は、 こ の : 書簡 及び  $\mathcal{O}$ 確 認  $\mathcal{O}$ 返 簡 が 両 政 府 間  $\mathcal{O}$ 合意を構 成 Ļ Т Р Р 協定第二十八

0 Т Р Р 協 定 0 効 力発生  $\mathcal{O}$ 日 に 効 力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

十 车 ● 月 日 に で

ア メリカ合衆国

2

章

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

日本国

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

日本側書簡

(訳文)

る光栄を有します。

書簡をもって啓上いたします。

は、

【 日 付 】

付けの

の次の書簡を受領したことを確認す

(米国 側 簡

は、 日 本国 政府がこの了解を共有することを確認するとともに、  $\mathcal{O}$ 書簡 及びこの 返 簡 が

両 政 府 間  $\mathcal{O}$ 合意を構 成 Ļ Τ Р Р 協定第二十八章 (紛争解決)  $\mathcal{O}$ 規定に基づく紛争解決に服 す るも  $\mathcal{O}$ とし

て、 その合意が 日 本国 及びアメリ 力 合衆国についてのTP P協定の効力発生の 日に効力を生ずるものとする

ことに同意する光栄を有します。

一千十●年●月●日に■ で

## 暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

アメリカ合衆国

日本国